

神発第 1905 号
2021 年 4 月 19 日

日本ボーイスカウト神奈川連盟
団 委 員 長 各位
地 区 役 員 各位
県 連 役 員 各位

日本ボーイスカウト神奈川連盟
県コミッショナー 清水 裕

神奈川連盟新型コロナウイルス対応（第 17 報）

＝まん延防止等重点措置の適用＝

政府は、神奈川県など 4 県への「まん延防止等重点措置」（以下「まん延防止措置」）を、4 月 20 日から 5 月 11 日までの間適用することを決定しました。3 月 22 日から始まった「段階的緩和期間」は 1 ヶ月を待たずに終了し、新たな局面を迎えることとなりました。

日本連盟からはこのまん延防止措置に対する指示は出ておりませんが、当連盟としてはこの期間がゴールデンウィークの期間に当たることから早めの対策が必要と考え、政府及び神奈川県、措置区域 3 市の要請に基づき、以下の対応を取ることといたします。

1. 【政府の要請】

政府は「飲食店における 20 時までの営業自粛、区域内の全ての店舗の見回り」、「医療提供体制の確保」等必要な対策を講ずること、またこれまでの基本的な感染対策に加えて「都道府県をまたがる移動の自粛」を要請するとしています。

2. 【神奈川県・措置区域 3 市の要請】

- (1) 県民の外出自粛等：生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛等。
※ 通院、生活必需品の買い出し、出勤・通学、散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの
- (2) 措置区域 3 市（横浜市、川崎市、相模原市）における対象店舗（飲食店営業等）の 5 時から 20 時までの時短営業等。
- (3) その他の施設への要請：5000 人以下の運動施設、劇場、映画館、集会場、美術館、図書館、ホテル、遊興施設等の 5 時から 20 時までの時短営業等。
- (4) イベントの開催制限：コンサート、演劇、寄席、展示会等の時間短縮等。
- (5) 県立高等学校（高校・中学）等のまん延防止期間中の教育活動（4 月 19 日）
 - ① 感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
 - ② 部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。なお川崎市教育委員会では「原則として、中学校では同一区内や近隣校での活動とし、高等学

校では県内までの活動とします」としています。

- ③ 県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。
- ④ 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。リスクの高い活動は可能な限り避ける。なお川崎市教育委員会は、「修学旅行・自然教室等の宿泊行事は、目的地の感染状況、関係自治体の方針等をしっかりと把握した上で、実施する前提で準備を進める」としており、対応が分かれています。
- ⑤ 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

3. 【神奈川連盟としての対応】

- スカウトの活動・集会は、万全な感染防止対策を講じ、可能な限り規模を縮小した上で実施をしても構わないものとします。但し感染リスクの高い活動、および都道府県をまたぐ活動は実施しないでください。また夜間 20 時以降の活動は中止または延期とします。地域性もありますので最終判断は各地区・各団、各主催者にて行ってください。
- スカウトの宿泊を伴う活動については、可能な限り中止または延期としてください。ただし、これも自治体によって対応が異なりますので、各自治体の要請等に基づき各地区・各団、各主催者の判断によってください。
- 活動参加に不安を感じているスカウトについては、その参加・不参加について当該スカウト及び保護者の意思を尊重してください。
- 内部・外部団体による大会等への参加については、基本的に自粛をお願いします。ただし大会開催地域の状況等にもよりますので、各地区・各団委員長の判断の下、その可否を最終決定してください。
- 各種会議については、引き続きオンラインでの開催を中心として行うよう要請いたします。
- まん延防止措置期間中に県連開催の訓練が計画されています。都道府県をまたぐ移動にかかる WB 研修所 SC 第 15 期（山梨県富士吉田市）については中止としますが、代替えの県内での開催の可否を検討しています。
- また団委員研修所第 36 期（神奈川県川崎市）は基本的に開催する方向としますが、もう暫く様子を見て個別に対応いたします。地区開催の定型・定型外訓練については、地域性もあるので地区に判断を任せます。また県・地区開催の訓練の県外からの受け入れは行わないものといたします。
- 各種の飲食を伴う宴会は全て自粛してください。

今般のまん延防止等重点措置は神奈川県及び各措置区域（横浜、川崎、相模原の 3 市）

を重点に出されたものでありますので、一律に判断することが困難です。従って各地区、各団、各主催者の最終的な判断によって行動するようお願いいたします。

なおこの対応は、今後の神奈川県の実況及び国・県（教育委員会を含む）の動向等によって変更することがあります。

【参考資料】

- ① 《特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針》令和3年4月16日
制定 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/covid19/jiltushihoushin.html>
- ② 川崎市《まん延防止等重点措置下における市立学校の教育活動について》令和3年4月19日
<https://www.city.kawasaki.jp/880/cmsfiles/contents/0000115/115490/030419manenboushi.pdf>
- ③ 横浜市《林文子横浜市長からの新型コロナウイルス感染症に関する市民の皆様に向けたメッセージ》令和3年4月19日
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/mayor-message0414.html>
- ④ 相模原市《まん延防止等重点措置に伴う本市の対応について》令和3年4月17日
https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/019/191/04/0417.pdf

以 上